

新型コロナウイルス感染予防に関する学校開放事業の実施ガイドライン

令和4年(2022年)3月4日改訂版

このガイドラインは、国や県の新型コロナウイルス感染予防対策・方針等を踏まえて作成しており、つくば市における学校開放事業に関する実施方針を定めたものである。

1 学校開放事業の停止

次のいずれかに該当する場合は、学校開放事業を停止する。ただし、学校開放事業で使用する施設の管理者が新型コロナウイルス感染対策を徹底し、安全性が確保できると判断した場合は、学校開放事業を停止しないことができる。

- (1) 国の緊急事態宣言が茨城県に発令されたとき。
- (2) 茨城版コロナNextにおける緊急事態措置等の強化・緩和に関する指標が「Stage4」になったとき。
- (3) 茨城県独自の緊急事態宣言が発令されたとき。
- (4) まん延防止等重点措置が茨城県に発令されたとき
- (5) 学校が臨時休校中など、当該学校施設を使用する学校開放事業を停止する必要があると当該施設の管理者が判断したとき。
- (6) 学校開放事業により学校施設を使用する団体等（以下「団体」という。）内に新型コロナウイルス感染者（以下「陽性者」という。）が確認されたとき。

2 学校開放事業の再開

前項の(2)又は(4)の場合に、次の(1)又は(2)に該当し、つくば市教育委員会が新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、安全性が確保できると判断した場合は、学校開放事業を再開できる。

- (1) 当該学校の学校活動が通常どおり行われているとき。
- (2) 当該学校の部活動が行われており、一定期間（一週間程度）観察し、学校活動に支障がないと学校長が認めたとき。

3 学校施設を使用する場合の注意事項

- (1) 団体は、新型コロナウイルス感染状況等に応じて、密集・密接・密閉を避けるなど感染予防対策を徹底すること。
- (2) 団体は、新型コロナウイルス感染対策に関する国や茨城県からの要請等に従って活動すること。
- (3) 団体は、学校開放事業の趣旨を理解し、短時間で効率的な活動となるよう団体の責任の下、工夫しながら活動すること。

- (4) 三密防止の環境を作り、当面の間は身体接触を避けた活動計画の下、実施すること。
- (5) 開始前後の手洗いや手指消毒の徹底、必要に応じたマスク着用などの基本的な感染症対策を実施すること。
- (6) マスクを着用して活動する場合は、高温や多湿などの環境に配慮し、こまめな水分補給や、感染対策を講じた上でのマスクを外した休憩などの対応を行うこと。
- (7) 屋内で活動する場合は、こまめな換気や消毒液の利用を徹底する。また、長時間の利用を避け、相手との距離を十分に確保できる人数とする。
- (8) 大会や県外の参加者が見込まれる対外試合（練習試合を含む。）等については、当面の間は行わない。
- (9) 更衣室等を利用する際は、衛生を保つよう心がけ、短時間の利用とし、利用者が一斉に使用することを避けること。
- (10) 使用する学校施設（トイレ、ドアノブ等を含む。）や備品等については、各団体の負担において使用前後に消毒や清掃を行うこと。
- (11) 室内外問わずミーティングを実施する場合は密集を避け、1メートルを目安に間隔を空けて行うこと。
- (12) 団体は、活動日ごとの利用者（氏名・住所・電話番号）及び利用者の体温を記録し、団体内で一定期間保管する。陽性者が発生した場合は、速やかに当該学校及び教育施設課に連絡すること。
- (13) 活動終了後は、施設の内外を問わず、速やかに当該学校から退去すること。
- (14) 次のいずれかに該当する者が利用しようとする団体の中にいる場合は、当該施設を利用することができない。
 - ア 体調がすぐれない（発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合）
 - イ 家族や身近な知人に上記アの症状の者がいる
 - ウ 陽性者又は濃厚接触者等に該当する
 - エ 平熱より高い、息苦しき、強いだるさ、咳、咽頭熱等の症状がある。（家族や身近な知人に同様の症状の方がいる場合も同様とする）

学校開放事業の対象施設は、児童生徒が通う施設であることに鑑み、児童生徒への感染予防を第一に考慮したガイドラインであることに、御理解と御協力をお願いいたします。